

一般社団法人 資産運用業協会  
会長 菱田 賀夫 殿

fundnote 株式会社  
代表取締役社長 渡辺 克真

### 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 9 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

#### 1. 委託会社等の概況

##### (1) 資本金の額

2026年2月末現在	資本金	1億円
会社が発行する株式総数	普通株式	4,600万株
	A種種類株式	300万株
	B種種類株式	100万株
発行済株式総数	普通株式	100万株
	A種種類株式	20万9,100株
	B種種類株式	21万7,100株

##### 過去5年間における主な資本金の額の増減

年月日	変更後（変更前）
2022年5月6日	2,400万円（100万円）
2023年6月7日	5,500万円（2,400万円）
2024年3月6日	1億4,000万円（5,500万円）
2025年6月30日	2億3,224万5,000円（1億4,000万円）
2025年8月31日	1億円（2億3,224万5,000円）

##### (2) 会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、代表取締役社長1名を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

## ②投資運用の意思決定機構

ファンド毎の運用基本方針は経営会議で協議のうえ、運用部長が決定します。運用部長は、運用基本方針に基づき、運用計画を立て、具体的な銘柄選択を行い、発注プランを作成します。運用部長は、策定した発注プランにより、業務管理部の発注担当者に売買指示を行い、発注担当者はこの指示に基づき発注を行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## 2. 事業の内容及び営業の状況

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および適格機関投資家等特例業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年2月27日現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます）。

種類	ファンド本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	3	43,672

### 3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社である fundnote 株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで）の財務諸表並びに当中間会計期間（令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年8月28日

f u n d n o t e 株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているf u n d n o t e株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、f u n d n o t e株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

追加情報に記載されているとおり、資本金及び資本準備金の額の減少について、2025年6月1日開催の臨時株主総会において可決され、2025年8月31日に効力が発生する。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2026年3月13日

f u n d n o t e 株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているfundnote株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第5期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、fundnote株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (令和6年6月30日)	当事業年度 (令和7年6月30日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	128,775	266,053
顧客分別金信託	—	164,221
未収委託者報酬	—	172,445
未収収益	—	46,888
未収配当金	—	9,075
その他	457	11,380
流動資産計	129,233	670,064
固定資産		
有形固定資産		
器具備品※1	1,022	546
無形固定資産		
ソフトウェア※2	—	36,633
投資その他の資産		
出資金	45,855	1,402
投資有価証券	1,000	—
繰延税金資産	—	12,088
固定資産計	47,877	50,670
繰延資産		
創立費	261	130
開業費	186	93
繰延資産計	448	224
資産合計	177,559	720,959
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金	—	50,000
一年内返済予定長期借入金	1,599	5,472
未払金	3,832	17,431
未払費用	1,625	96,192
未払法人税等	1,551	2,768
未払消費税等	1,610	3,805
預り金	1,994	183,832
賞与引当金	—	14,140
その他	19	64
流動負債計	12,232	373,706
固定負債		
長期借入金	4,987	19,182
固定負債計	4,987	19,182
負債合計	17,219	392,888

(純資産の部)

株主資本

資本金	140,000	232,245
資本剰余金		
資本準備金	100,300	192,545
利益剰余金	△ 79,960	△ 96,718
繰越利益剰余金	△ 79,960	△ 96,718
純資産合計	160,339	328,071
負債・純資産合計	177,559	720,959

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)	当事業年度 (自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)
営業収益		
委託者報酬	—	241,423
その他営業収益	89,759	90,683
営業収益計	89,759	332,107
営業費用		
支払手数料	65,348	6,783
広告宣伝費	—	5,538
調査費	—	3,445
委託費	—	127,903
営業雑経費		
通信費	420	29,739
交際費	4,856	12,455
その他	90	2,352
営業費用計	70,717	188,219
一般管理費		
給料		
役員報酬	27,451	26,110
給料・手当	20,718	52,603
賞与	4,234	9,383
賞与引当金繰入額	—	14,140
法定福利費	7,575	9,263
旅費交通費	3,038	3,381
租税公課	2,482	4,115
地代家賃	5,628	13,173
減価償却費	544	7,919
支払手数料	—	35,022
その他	2,113	7,449
一般管理費計	73,787	182,562
営業損失	△ 54,745	△ 38,674
営業外収益		
受取利息	—	560
受取配当金	6,770	9,865
雑益	688	638
営業外収益計	7,459	11,064
営業外費用		
創立費償却	130	130
開業費償却	93	93
支払利息	38	131
投資事業組合損失	—	486
デリバティブ損失	8,587	—
雑損	52	102
営業外費用計	8,903	944

經常損失	△ 56,189	△ 28,554
税引前当期純損失	△ 56,189	△ 28,554
法人税、住民税及び事業税	290	291
法人税等調整額	—	△ 12,088
当期純損失	△ 56,479	△ 16,758

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	55,000	25,280	25,280	△ 23,481	△ 23,481	56,798	56,798
当期変動額							—
新株の発行	85,000	75,020	75,020			160,020	160,020
剰余金の配当							—
当期純損失				△ 56,479	△ 56,479	△ 56,479	△ 56,479
自己株式の処分							—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							—
当期変動額合計	85,000	75,020	75,020	△ 56,479	△ 56,479	103,540	103,540
当期末残高	140,000	100,300	100,300	△ 79,960	△ 79,960	160,339	160,339

当事業年度（自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	140,000	100,300	100,300	△ 79,960	△ 79,960	160,339	160,339
当期変動額							—
新株の発行	92,245	92,245	92,245			184,490	184,490
剰余金の配当							—
当期純損失				△ 16,758	△ 16,758	△ 16,758	△ 16,758
自己株式の処分							—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							—
当期変動額合計	92,245	92,245	92,245	△ 16,758	△ 16,758	167,731	167,731
当期末残高	232,245	192,545	192,545	△ 96,718	△ 96,718	328,071	328,071

## [重要な会計方針]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、有限責任事業組合への出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の貸借対照表は純額で計上し損益計算書は持分相当額を計上する方法によっております。

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 5～10年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

### 5. 繰延資産の処理方法

創立費

5年以内での均等償却を行っております。

開業費

5年以内での均等償却を行っております。

### 6. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 管理報酬

当社が運用する組合を組合契約に基づいて管理・運用する義務があり、期間の経過とともに履行義務が充足され、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益として認識しております。

#### (2) 販売手数料

販売手数料は、顧客から投資申込を受けた際に収益として認識しております。

#### (3) 委託者報酬

委託者報酬のうち基本報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。

委託者報酬のうち実績報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

2. 適用予定日

2028 年 6 月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

(追加情報)

資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、資本金及び資本準備金の額の減少について、令和 7 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において承認され、令和 7 年 8 月 31 日にその効力が発生いたします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現すること及び適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を向上させることを目的として、会社法第 447 条第 1 項及び 448 条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

資本金の額 232,245 千円のうち、132,245 千円を減少させ、減少後の資本金の額を 100,000 千円といたします。

資本準備金の額 192,545 千円のうち、192,545 千円を減少させ、減少後の資本準備金の額を 0 円といたします。

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 132,245 千円及び減少する資本準備金の額 192,545 千円の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	令和 7 年 5 月 23 日
臨時株主総会決議日	令和 7 年 6 月 1 日
債権者異議申述催告日	令和 7 年 6 月 24 日
減資の効力発生日	令和 7 年 8 月 31 日

### (貸借対照表関係)

前事業年度 (令和6年6月30日現在)	当事業年度 (令和7年6月30日現在)
※1有形固定資産の減価償却累計額 769千円	※1有形固定資産の減価償却累計額 1,364千円 ※2無形固定資産の減価償却累計額 7,326千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
A種種類株式	151,300	57,800	—	209,100
B種種類株式	—	120,000	—	120,000

当事業年度 (自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
A種種類株式	209,100	—	—	209,100
B種種類株式	120,000	97,100	—	217,100

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、当社が管理運営するファンドへの出資を通じて、日本を中心に上場株式・未上場株式等を対象とする投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入等により資金を調達しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が、ファンドへの出資を通じて投資対象としている上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、未上場株式については、上場株式に比べ発行体の収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすいほか、未上場株式等への投資には、流動性等のリスクが存在します。

なお、金融商品のリスク管理に関する確認全般はコンプライアンス部が行い、金融商品のリスク管理全般においては業務管理部が所管部署となっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	4,987	4,986	1

（注1）現金・預金、一年内返済予定長期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該出資金の貸借対照表計上額は45百万円です。

（注3）投資有価証券については市場価格のない株式等であることから記載を省略しております。当該投資有価証券の貸借対照表計上額は1百万円です。

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	19,182	18,699	482

（注1）現金・預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収収益、未収配当金、短期借入金、一年内返済予定長期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該出資金の貸借対照表計上額は1百万円です。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	128,775	—
一年内返済予定長期借入金	1,599	—
未払金	3,832	—
合計	134,206	—

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	266,053	—
顧客分別金信託	164,221	—
未収委託者報酬	172,445	—
未収収益	46,888	—
未収配当金	9,075	—
短期借入金	50,000	—
一年内返済予定長期借入金	5,472	—
未払金	17,431	—
合計	731,585	—

(1) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	1,599	4,987	—	—

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	50,000	—	—	—
長期借入金	5,472	19,182	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日）

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	4,986	—	4,986
資産計	—	4,986	—	4,986

当事業年度（自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	18,699	—	18,699
資産計	—	18,699	—	18,699

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

### （有価証券関係）

#### 1. その他有価証券

前事業年度（令和 6 年 6 月 30 日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（令和 7 年 6 月 30 日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### （デリバティブ取引関係）

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（令和 6 年 6 月 30 日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（令和 7 年 6 月 30 日現在）

該当事項はありません。

### （税効果会計関係）

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (令和 6 年 6 月 30 日現在)		当事業年度 (令和 7 年 6 月 30 日現在)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
税務上の繰越欠損金（注 1）	21,143	税務上の繰越欠損金（注 1）	32,884
未払事業税	563	未払事業税	832
繰延税金資産小計	21,707	賞与引当金	4,748
評価性引当額		繰延税金資産小計	38,464
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額（注 1）	△ 21,143	評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△ 563	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額（注 1）	△ 26,376
評価性引当額小計	△ 21,707	将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	0
繰延税金資産合計	—	評価性引当額小計	△ 26,376
		繰延税金資産合計	12,088

（注 1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（令和6年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（a）						21,143	21,143
評価性引当額						△21,143	△21,143
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度（令和7年6月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（a）						32,884	32,884
評価性引当額						△26,376	△26,376
繰延税金資産	—	—	—	—	—	6,507	6,507

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 32,884 千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 6,507 千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (令和6年6月30日現在)		当事業年度 (令和7年6月30日現在)	
法定実効税率 (調整)	—	法定実効税率 (調整)	—
交際費等永久に損金に 算入されない項目	税引前当期純損失で あるため注記を省略 しております。	交際費等永久に損金に 算入されない項目	税引前当期純損失で あるため注記を省略 しております。
住民税均等割		住民税均等割	
その他		その他	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	—	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	—

## (収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)		当事業年度 (自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)	
(千円)		(千円)	
管理報酬	32,686	委託者報酬	241,423
販売手数料	55,960	管理報酬	52,204
その他	1,112	販売手数料	28,279
	<u>89,759</u>	その他	10,200
			<u>332,107</u>

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

前事業年度 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

### 1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
KxShare1 号投資事業有限責任組合	28,581
KxShareHW 投資事業有限責任組合	20,669

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報  
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報  
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
fundnote 日本株 Kaihou ファンド	154,206
fundnoteIPO クロスオーバーファンド	87,217
KxShare1 号投資事業有限責任組合	38,931

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報  
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報  
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 関連当事者との取引

当社と関連当事者との取引は以下の通りです。

前事業年度（令和6年6月30日現在）

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	渡辺克真	(被所有) 直接 60	当社代表 取締役社長	当社借入金に 対する信用保証 (注)	6,586	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は借入金に対して主要株主兼代表取締役社長である渡辺克真氏より信用保証を受けております。

また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（令和7年6月30日現在）

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	渡辺克真	(被所有) 直接 62	当社代表 取締役社長	当社借入金に 対する信用保証 (注)	4,987	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は借入金に対して主要株主兼代表取締役社長である渡辺克真氏より信用保証を受けております。

また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

**(1株当たり情報)**

前事業年度 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)	当事業年度 (自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)
1株当たり純資産額 0.00円	1株当たり純資産額 0.00円
1株当たり当期純損失 △56.47円	1株当たり当期純損失 △16.75円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)	当事業年度 (自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)
当期純損失金額(△) (千円)	△56,479	△16,758
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△56,479	△16,758
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
(うち普通株式)	1,000,000	1,000,000

(注2) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)	当事業年度 (自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)
純資産の部の合計金額(千円)	160,339	328,071
純資産の部から控除する金額(千円)	160,339	328,071
(うちA種種類株式)	52,339	35,581
(うちB種種類株式)	108,000	292,490
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	—	—
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	1,000,000	1,000,000

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (令和7年12月31日)	
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	198,576
顧客分別金信託	78,111
未収委託者報酬	307,003
未収収益	43,958
その他	15,915
流動資産計	643,564
固定資産	
有形固定資産	
器具備品※1	511
無形固定資産	
ソフトウェア	34,486
投資その他の資産	
出資金	1,455
差入保証金	898
長期前払費用	821
繰延税金資産	27,513
固定資産計	65,686
繰延資産	
創立費	65
開業費	46
繰延資産計	112
資産合計	709,363
(負債の部)	
流動負債	
一年内返済予定長期借入金	5,472
未払金	25,455
未払費用	167,217
未払法人税等	145
未払消費税等	9,283
預り金	141,582
その他	400
流動負債計	349,556
固定負債	
長期借入金	16,902
固定負債計	16,902
負債合計	366,458

(純資産の部)

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	324,790
その他資本剰余金	324,790
利益剰余金	△ 79,185
繰越利益剰余金	△ 79,185
自己株式	△2,700
純資産合計	<u>342,904</u>
負債・純資産合計	<u>709,363</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日)
営業収益	
委託者報酬	336,377
その他営業収益	40,800
営業収益計	377,177
営業費用	
支払手数料	5,071
広告宣伝費	11,173
調査費	5,125
委託費	181,680
営業雑経費	
通信費	22,128
交際費	4,786
その他	1,190
営業費用計	231,156
一般管理費	
給料	
役員報酬	16,658
給料・手当	48,743
役員賞与	6,950
法定福利費	10,744
旅費交通費	3,246
租税公課	118
地代家賃	15,182
減価償却費※2	4,868
支払手数料	30,214
その他	9,267
一般管理費計	145,994
営業利益	26
営業外収益	
受取利息	477
受取配当金	1,416
雑益	1,465
営業外収益計	3,359
営業外費用	
創立費償却	65
開業費償却	46
支払利息	804
投資事業組合損失	47
雑損	169
営業外費用計	1,133
経常利益	2,253
税引前中間純利益	2,253
法人税、住民税及び事業税	145

法人税等調整額  
中間純利益

△15,424

17,532

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和7年7月1日 至 令和7年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	232,245	192,545	—	192,545	△ 96,718	△ 96,718	—	328,071	328,071
当中間期変動額									—
減資	△132,245	△192,545	324,790	132,245					—
剰余金の配当									—
中間純利益					17,532	17,532		17,532	17,532
自己株式の取得							△2,700	△2,700	△2,700
自己株式の処分									—
株主資本以外の 項目の当中間期変動 額（純額）									—
当中間期変動額合計	△132,245	△192,545	324,790	132,245	17,532	17,532	△2,700	14,832	14,832
当中間期末残高	100,000	—	324,790	324,790	△ 79,185	△ 79,185	△2,700	342,904	342,904

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 5～10年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費

5年以内での均等償却を行っております。

開業費

5年以内での均等償却を行っております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 管理報酬

当社が運用する組合を組合契約に基づいて管理・運用する義務があり、期間の経過とともに履行義務が充足され、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益として認識しております。

(2) 販売手数料

販売手数料は、顧客から投資申込を受けた際に収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬のうち基本報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。

委託者報酬のうち実績報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となる投資信託財産の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (令和7年12月31日現在)
※1有形固定資産の減価償却累計額 1,666千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日)
※2有形固定資産の減価償却額 301千円
※2無形固定資産の減価償却額 4,567千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和7年7月1日 至 令和7年12月31日)  
発行済株式の種類及び総数に関する事項

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
A種種類株式	209,100	—	—	209,100
B種種類株式	217,100	—	—	217,100

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	30,000	—	30,000	注1
合計	—	30,000	—	30,000	

注1:普通株式の自己株式の増加30,000株は退任した取締役からの保有株式の買取りによる増加となっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間 (令和7年12月31日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	16,902	16,042	859

(注1)現金・預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収収益、一年内返済予定長期借入金、未払金、未払消費税は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2)貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該出資金の中間貸借対照表計上額は1,455千円です。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（自 令和7年7月1日 至 令和7年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（自 令和7年7月1日 至 令和7年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	16,042	-	16,042
資産計	-	16,042	-	16,042

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間（令和7年12月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## (収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 (自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日)	
	(千円)
委託者報酬	336,377
管理報酬	21,741
販売手数料	19,059
	<u>377,177</u>

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 令和7年7月1日 至 令和7年12月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
fundnote 日本株 Kaihou ファンド	303,589

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日)	
1株当たり純資産額	0.00円
1株当たり中間純利益	17.89円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注1) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日)
中間純利益金額 (千円)	17,532
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	17,532
普通株式の期中平均株式数 (株)	980,000

(注2) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和7年 7月 1日 至 令和7年12月31日)
純資産の部の合計金額 (千円)	342,904
純資産の部から控除する金額 (千円)	342,904
(うちA種種類株式)	50,414
(うちB種種類株式)	292,490
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	—
1株当たりの純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	970,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2026年4月17日

作成基準日 2026年3月13日

本店所在地 東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田

お問い合わせ先 業務管理部